



審査答申第1号

令和4年8月29日

我孫子市長 星野 順一郎 様

我孫子市情報公開・個人情報保護審

会長 齋藤 義 浩



情報非公開決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和4年6月22日付け企行第158号にて諮問のありました次の案件について、別紙のとおり答申します。

審査請求人が令和4年3月29日付けで提起した、我孫子市長が同月22日付け建治第818号にて行った「我孫子市内に設置してある浸水計が計測できる浸水水位の上限が浸水計ごとにわかる全浸水計の情報」を作成しておらず、不存在であるとして非公開とする情報非公開決定処分に対する審査請求に係る諮問

答 申 書

第 1 審査会の結論

我孫子市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して、令和 4 年 3 月 22 日付け建治第 818 号にて行った「我孫子市内に設置してある浸水計が計測できる浸水水位の上限が浸水計ごとにかかる全浸水計の情報」を非公開とする情報非公開決定処分は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

- 1 令和 4 年 3 月 9 日、審査請求人は、我孫子市情報公開条例（平成 13 年条例第 28 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、「我孫子市内に設置してある浸水計が計測できる浸水水位の上限が浸水計ごとにかかる全浸水計の情報」の情報公開請求（以下「本件情報公開請求」という。）を行った。
- 2 令和 4 年 3 月 22 日、処分庁は、建治第 818 号にて「請求のあった情報を作成したことはなく、資料が存在しないため。」として、条例第 10 条第 2 項の規定により、情報非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 令和 4 年 3 月 29 日、審査請求人は、本件処分を不服とし、本件処分を取り消して情報公開決定を求める審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分が違法であるとして、その取消しを求めている。

【各浸水計上限情報の資料の有無について】

我孫子市内に設置してある浸水計の計測できる浸水水位の上限が浸水計ごとにかかる全浸水計の情報（以下「各浸水計上限情報」という。）について、我孫子市内に設置してある簡易浸水計を処分庁の職員が作成したことを認めたということは、簡易浸水計の計測可能上限情報が表示された各浸水計上限情報の資料を処分庁は保有しているはずである。

【情報公開の対応について】

各浸水計上限情報は、簡易浸水計の中の受け皿全体を写真で撮影し、受け皿の個数を確認することにより、容易に公開することが可能である。各浸水計上限情報が記載されていない「降雨に伴う浸水測定調査表」(反論書証拠書類1)は、管理者が雨量に対応する浸水発生状況の判断に使用できるものとは言えない瑕疵のある状態である。

したがって、条例第10条第2項の規定を主張して非公開決定とすることができるとはならず、条例第1条の規定の趣旨を順守するため、瑕疵を補完して各浸水計上限情報を公開することが条例の制定趣旨に応えた対応である。

今回の情報公開請求は、以前に情報公開請求をして受け取った「降雨に伴う浸水測定調査表」の不足している情報を補完して情報を活用するために請求したものであり、過去の浸水実態を評価するために不可欠であるため、処分庁には情報公開の対応をしてもらいたい。

第4 処分庁の主張の要旨

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件処分に違法又は不当はないことから、本件審査請求の棄却を求めている。

【各浸水計上限情報の資料の有無について】

市内の広範囲で浸水が起きた場合や浸水が短時間の場合は、限られた職員で全ての浸水被害をリアルタイムで確認することは困難であり、職員が現地に確認しに行った時には既に水が引いていて、どこまで浸水したか確認すらできない場合がある。簡易浸水計は、このような場合に備えて、浸水の事実を確認するために、これまでに浸水の情報があつた箇所に、その都度製作し、設置してきたものである。職員の考案によるものであるため統一規格を定めているものではなく、簡易浸水計製作の仕様についての記録は残していない。設置の都度、設置した簡易浸水計ごとの計測できる浸水水位の上限の記録も残していない。

また、簡易浸水計は、あくまで簡易的なものであり、簡易浸水計で計測できる浸水水位を超えた大規模な浸水被害を把握するためのものではない。そのような大規模な浸水があつた場合には、被害が甚大で浸水時間も長いことが想定され、簡易浸水計を用いなくても浸水被害の状況を把握できるものと

考えている。

このため、審査請求人が求める各浸水計上限情報の資料は作成していないことから、本件情報公開請求に係る情報は存在していない。

よって、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本諮問案件について、令和4年7月25日の審査会に、処分庁の職員を参考人として出席を求め、金谷排水機場内に製作済みのものとして保管されていた簡易水位計そのものを実際に見て、簡易水位計の製作・設置事務手順等について説明を受け、質疑を行った結果、次のように判断する。

簡易水位計は、法律、政省令、条例等、法令の根拠があって設置しているものではない。

上記第4記載のとおり「市内の広範囲で浸水が起きた場合や浸水が短時間の場合は、限られた職員で全ての浸水被害をリアルタイムで確認することは困難であり、職員が現地に確認しに行った時には既に水が引いていて、どこまで浸水したか確認すらできないような場合」に適切に対処する観点から、住民等からの要望も踏まえつつ、大まかな浸水の状況を後からでも確認ができるよう我孫子市職員が独自に考案し、設置しているものである。

そして、水位計の数値を記録する目的は、法令の根拠に基づき、詳細な気象データとして国、県等に提出し、又は国、自治体等で活用する等のためではなく、あくまで我孫子市において、既に行った治水事業の効果検証、住民対応、その後の対策等の参考資料とするためである。

上記目的を果たすという観点からすれば、簡易水位計によって計測できる上限水位そのものの数値が、処分庁にとって、水位計ごとに格別記録すべき情報であるとの意味合いを持っていなかったことも首肯できる。

したがって、浸水計ごとの計測できる上限水位の情報を処分庁が作成せず、不存在であることに不合理な点はない。

以上により、処分庁が行った本件処分は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本諮問案件について、次のように審査を行った。

年 月 日	内 容
令和4年6月22日	諮問書收受（令和4年6月22日付け企行第158号）
令和4年7月25日	審議
令和4年8月29日	答申